



2025年5月7日

各位

会 社 名	キ ッ セ イ 薬 品 工 業 株 式 会 社
代 表 者	代 表 取 締 役 会 長 神 澤 陸 雄 (コード番号 4547 東証プライム)
問 合 せ 先	常 務 取 締 役 財 務 管 理 部 長 北 原 孝 秀 (TEL 0263-25-9081)

役員報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役及び監査役の報酬制度を以下のとおり改定し、同改定に関連する議案を2025年6月24日に開催予定の第80期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することとしましたので、以下のとおり、お知らせします。

1. 改定の目的

今般、当社の創業研究開発型企业としてのさらなる持続的成長と中長期的な企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、当社の取締役の報酬制度を改定することとし、これに伴い、監査役の報酬等の額についても改定することとしました。なお、この改定は、本株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件とします。

2. 取締役の報酬制度の改定内容

(1) 取締役の報酬限度額及び報酬等の構成

当社の取締役の報酬限度額は、2008年6月26日開催の第63期定時株主総会において月額50百万円以内（ただし使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、今般、取締役の報酬を、①固定報酬としての基本報酬、②短期インセンティブとしての業績連動賞与、及び③中長期インセンティブとしての譲渡制限付株式報酬で構成する（ただし、社外取締役については上記①のみとする。）ものとします。

これに伴い、取締役の報酬総額を月額から年額に改め、年額6億円（現行の月額50百万円の12倍の額）以内（うち社外取締役は年額50百万円以内）とし、このうち、①基本報酬及び②業績連動賞与で構成される金銭報酬枠を年額5億円以内（うち社外取締役は上記①について年額50百万円以内）、③譲渡制限付株式報酬枠を年額1億円以内とします。

(2) 取締役の金銭報酬

改定後の取締役の金銭報酬は、①基本報酬及び②業績連動賞与で構成される（ただし、社外取締役については上記①のみとする。）こととなりますが、各報酬の概要は以下のとおりです。

＜各報酬の概要＞

① 基本報酬（固定報酬）

基本報酬は、各取締役の経験、役位間における報酬等のバランス、会社業績等を考慮の上、当社の取締役会において決定した固定金額の金銭を付与する報酬です。

② 業績連動賞与（短期インセンティブ）

業績連動賞与は、原則として、連結営業利益目標を指標とし、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間（以下「評価期間」といいます。なお、当初の評価期間は、2025年4月1日から2026年3月31日までの1事業年度とします。）における連結営業利益目標の達成度等に応じて算定される金額の金銭を付与する業績連動型の報酬です。従って、業績連動賞与は、業績の数値目標の達成割合等に応じて金銭を支給するものであり、現時点では、各取締役に対して当該金銭を支給するか否か及び支給する金額は確定していませんが、上記の上限額の範囲内で支給されることとなります。

(3) 譲渡制限付株式報酬

譲渡制限付株式報酬は、一定期間の譲渡制限が付された当社普通株式を付与する報酬です。取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）は、当社の取締役会決議に基づき、①取締役の職務執行の対価として、募集株式の引き換えとして金銭等の給付を要せずは無償で当社の普通株式（譲渡制限付株式）の発行若しくは処分を受け（以下「無償交付方式」といいます。）、又は②当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式（譲渡制限付株式）の発行又は処分を受ける（以下「現物出資方式」といいます。）こととなりますが、対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年4万株以内とします（なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。）。

また、譲渡制限付株式付与のために発行又は処分をされる当社の普通株式の総額は、上記のとおり、現行の取締役の報酬枠の範囲内で、年額1億円以内とします（なお、①無償交付方式による場合、譲渡制限付株式の付与に際して金銭の払込みは要しないものの、対象取締役の報酬額は、1株につき譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として算出し、②現物出資方式による場合、その1株あたりの払込金額は、譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として本株式を引き受ける対象者に特に有利な金額とならない範囲において取締役会において決定する金額とします。）。

譲渡制限付株式報酬制度の導入目的である企業としてのさらなる持続的成長と中長期的な企業価値の増大を実現するため、譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までとしています。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定します。

なお、譲渡制限付株式報酬制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

3. 監査役の報酬制度の改定内容

取締役の報酬等の額が月額から年額に改定されることを考慮し、監査役の報酬等の額についても、同様に、月額8百万円以内から年額96百万円以内（現行の月額8百万円の12倍の額）に改定します。

4. 執行役員に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入

本株主総会において、対象取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入について承認されることを条件に、当社の執行役員に対しても、同様の制度を導入する予定です。

以上